

定期報告手数料規程

令和5年10月1日改定

【特殊建築物の定期報告手数料】

(単位:円)()内は税込み金額

項目	
①特定建築物の定期報告書作成費用 (3年毎)	40,000(44,000)
②定期報告書行政提出、調整代行費用	10,000(11,000)
③定期報告建築物現地調査費用	表-1
④建築物外壁全面打診検査・赤外線診断調査	別途見積もり
⑤大阪府の支援サービス料	表-2-1
⑥兵庫県の指導手数料	表-2-2

【建築設備の定期報告手数料】

(単位:円)()内は税込み金額

項目	
①建築設備の定期報告書作成費用 (毎年)	36,000(39,600)
②定期報告書行政提出、調整代行費用	10,000(11,000)
③定期報告建築物現地調査費用	表-1
④大阪府の支援サービス料	表-2-1
⑤兵庫県の指導手数料	表-2-2

【防火設備の定期報告手数料】

(単位:円)()内は税込み金額

項目	
①防火設備の定期報告書作成費用 (毎年)	36,000(39,600)
②定期報告書行政提出、調整代行費用	10,000(11,000)
③定期報告建築物現地調査費用	表-1
④大阪府の支援サービス料	表-2-1
⑤兵庫県の指導手数料	表-2-2

【定期報告建築物現地調査費用】

表-1

(単位:円)()内は税込み金額

用途	面積 m ²	建築物	建築設備	防火設備
・学校、学校施設の体育館、図書館、博物館、美術館 ・ホテル、旅館 ・物販店舗、百貨店 ・ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツ練習施設、体育館(学校以外) ・病院、診療所(入所施設有り) ・老人ホーム等の児童福祉施設(入所施設有り) ・パチンコ店、ネットカフェ、個人ビデオ店 ・事務所 その他これに類するもの ・飲食店	～500未満	45,000 (49,500)	37,000 (40,700)	35,000 (38,500)
	500～1,000未満	50,000 (55,000)	40,000 (44,000)	39,000 (42,900)
	1,000～2,000未満	56,000 (61,600)	45,000 (49,500)	42,000 (46,200)
	2,000～3,000未満	60,000 (66,000)	49,000 (53,900)	45,000 (49,500)
	3,000～4,000未満	66,000 (72,600)	53,000 (58,300)	49,000 (53,900)
	4,000～5,000未満	70,000 (77,000)	57,000 (62,700)	52,000 (57,200)
	5,000～6,000未満	75,000 (82,500)	60,000 (66,000)	56,000 (61,600)
	6,000～7,000未満	80,000 (88,000)	65,000 (71,500)	59,000 (64,900)
	7,000～8,000未満	80,000 (88,000)	69,000 (75,900)	63,000 (69,300)
	8,000～9,000未満	100,000 (110,000)	73,000 (80,300)	67,000 (73,700)
	9,000～10,000未満	110,000 (121,000)	77,000 (84,700)	70,000 (77,000)
10000以上		相談	相談	相談

共同住宅・寮・寄宿舎	～1,000未満	45,000 (49,500)	40,000 (44,000)	30,000 (33,000)
	1,000～3,000未満	60,000 (66,000)	45,000 (49,500)	35,000 (38,500)
	3,000～5,000未満	70,000 (77,000)	50,000 (55,000)	40,000 (44,000)
	5,000～10,000未満	80,000 (88,000)	60,000 (66,000)	50,000 (55,000)
	10,000以上	相談	相談	相談

※ 現地調査が休日、時間外に行う場合は25%割増の手数料を頂戴します。

※ 防火シャッターが手動式の場合は巻き上げは要相談とします。

※ 調査場所が遠隔地となる場合は「遠隔地割増手数料規程【課税】」に基づいた手数料を加算します。

【大阪府の支援サービス料】

表-2-1

(単位:円)(税込)

項目	面積(m ²)・種類	金額
特定建築物	～1,000未満	4,000
	1,000以上～3,000未満	6,000
	3,000以上～5,000未満	8,000
	5,000以上～10,000未満	10,000
	10,000以上～20,000未満	13,000
	20,000以上～40,000未満	15,000
	40,000以上～50,000未満	20,000
建築設備	1種類	3,000
	2種類	6,000
	3種類	9,000
防火設備	～3,000未満	3,000
	3,000以上～10,000未満	6,000
	10,000以上	9,000

※ 建築設備の種類とは、機械換気設備、機械排煙設備、非常用照明設備の事で全てある場合は3種類を適用します。

【兵庫県の指導手数料】

表-2-2

(単位:円)(税込)

項目	面積(m ²)・種類	金額
特定建築物	～1,000以内	5,000
	1,000超～3,000以内	6,000
	3,000超～5,000以内	8,000
	5,000超～10,000以内	10,000
	10,000超～20,000以内	13,000
	20,000超～40,000以内	16,000
	40,000超	21,000
建築設備	1種類	3,000
	2種類	5,000
	3種類	6,000
防火設備		4,000

※ 建築設備の種類とは、機械換気設備、機械排煙設備、非常用照明設備の事で全てある場合は3種類を適用します。